

生徒指導等に関するガイドライン（令和5年4月改訂）の主な変更点

- (1) 生徒指導の目的について、「生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長」、「社会的資質・能力の発達を支えること」、「自己の幸福追求」、「社会に受け入れられる自己実現を支えること」を記載したこと。
- (2) 校内の指導体制づくりについて、学年や校務分掌を横断するチームを編成し、生徒指導の取組を推進することを記載したこと。
- (3) 生徒の問題行動等について、どうすれば起きないようになるのかという点に注力することが大切であることを記載したこと。
- (4) 問題行動等に対する各学校の規程の整備について、生徒や保護者に周知し、理解と協力を得るよう努めることを記載したこと。
- (5) 校則等について、学校のホームページ等に公開しておくことや、生徒がきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するよう制定した背景等についても示しておくことを記載したこと。
- (6) 問題行動に係る事実確認において、事実確認を行った際は、速やかにその旨を保護者に連絡することを記載したこと。
- (7) 不登校生徒への対応について、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように支援を行う必要があることを記載したこと。
- (8) インターネット・携帯電話に関わる問題への対応について記載したこと。
- (9) 性に関する課題への対応について記載したこと。
- (10) 生徒指導に関連する通知等について、新たなものや参考になるものを追加して掲載したこと。